

不法投棄は許さない! 監視カメラが見ています



道や森に捨てられたごみを見ると不快な気持ちになりませんか。決められた場所以外にごみを捨てることを不法投棄と言います。空き缶やお菓子袋のポイ捨ても同じです。市では、不法投棄した人を探し出し、悪質な場合には警察などと厳しく指導しています。お問い合わせは、クリーン推進課 483-1151(代表)へ。

近年の不法投棄の傾向

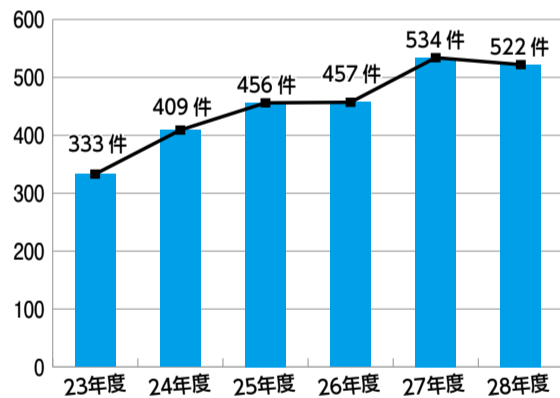
今年5月、下高野地区や佐山地区など市内4か所で塗料などの入った1斗缶1.5トン(200個以上)が不法投棄され、行為者が警察に逮捕されました。最近では、市民の監視の目が厳しくなり、積極的に通報する人が増えたことからお菓子袋や缶のポイ捨てなど小規模なものが多くなりました。不法投棄は法律で5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金か、その両方が科せられることになっています。

また、処理には多くの税金が使われています。これくらいなら大丈夫などとは考えずにきちんと処分しましょう。

所有する土地は自分で管理しましょう

不法投棄をされると、処理するのは土地の所有者や、アパート・マンションの管理会社・組合などになります。私有地のごみは市が処分することはできません。土地の所有者、管理者は、定期的に見回りや草刈りを行い、柵や不法投棄防止看板を設置して、ごみを捨てにくい環境を作りましょう。看板を設置したい場合はクリーン推進課まで相談してください。

不法投棄等通報件数



もし、不法投棄を見つけたら

不法投棄通報受付専用電話 ☎ 0120-844-530 か、クリーン推進課へ連絡してください。夜間や休日の場合は、留守番電話にメッセージを残してください。後日、職員が現地を確認します。通報する際には、①発見日時、②投棄された場所の住所または目印、③内容物と量、④投棄した人の特徴や運搬車の情報、⑤通報者の名前と連絡先などを分かる範囲で伝えてください。行為者への声掛けは危険ですので絶対に行わないでください。通報者の個人情報適切に管理します。

不法投棄連絡員を募集します

不法投棄に関する通報や、市が企画するイベントなどで啓発活動を行う不法投棄連絡員を募集します。経験は問いません。

▶資格 市内在住の成人で、年2回程度平日の日中に行う会議に出られる人 ▶任期 委嘱日から30年6月30日(土)まで(再任可) ※ボランティア活動のため交通費を含め無償です。詳しくはクリーン推進課へお問い合わせください。

野焼きはやめましょう

野焼きとは、地面に穴を掘ったり、ドラム缶やブロックを積んだりしてごみを燃やすことです。県知事の許可のない焼却炉や一定の構造基準を満たさない焼却炉での処理も含まれます。

野焼きは、法律で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金か、その両方が科せられることになっています。例外的に、農業で発生する稲わらや梨の剪定枝の焼却、どんど焼きなど宗教行事による焼却は認められていますが、貸農園や家庭菜園の草や枝木などの焼却はできません。例外的に認められる焼却行為でも、煙や悪臭を伴う場合には、八千代市公害防止条例の対象になることがあります。

違法な不用品回収業者を使わない

軽トラックなどで「不用品を無料で回収します」などと放送しながら、代金を請求する事案が発生しています。

市の許可業者以外が家庭の廃棄物を有料で収集運搬することは法律で禁止されています。回収したものを業者が不法投棄した場合、依頼した人が処理責任を負うことがあります。



ポイ捨て防止ポスターの入賞者

市内の小学生から募集した「ポイ捨て防止ポスター」の審査を10月13日に行い、受賞者が決まりました。ポスターは、12月13日(水)正午~26日(火)正午にオーエンス八千代市民ギャラリーで展示します。ぜひご覧ください。

- 市長賞 阿蘇小学校 4年 甲斐柚姫
- 教育長賞 西高津小学校 6年 土方菜那
- 市議会議長賞 村上小学校 4年 竹森芽生
- 佳作 八千代台西小学校 4年 林 更紗
- 佳作 八千代台小学校 6年 田中音羽



市長賞のポスター

家庭ごみの正しい分別と出し方にご協力ください

ごみは種類によって分別方法が決まっています。大量のごみが出る年末の大掃除で、冊子「家庭ごみの分け方・出し方」を確認して、正しく分別しましょう。分別方法などは随時変更しています。最新版はクリーン推進課、各支所で配布、または市ホームページからダウンロードできます。11月18日(土)より大和田新田・吉橋の各一部の住所が変更になりましたが、収集日などに変更はありません。

不法投棄通報受付専用電話 フリーダイヤル(ファクス兼用) 0120-844-530
やちよし ゴミゼロ

粗大ごみ受付専用電話 (収集依頼受付・要予約) **483-4506**
 平日9時~16時30分 (祝日を除く)

12月の資源物・ごみ収集日	ユネ	該当地域	指定袋使用		資源物		ユネ	該当地域	指定袋使用		資源物		お問い合わせは、クリーン推進課(483)1151または清掃センター(483)4521へ
			有害ごみ	燃	可燃ごみ	缶びん類			紙布パック類	有害ごみ	燃	可燃ごみ	
1		大和田(成田街道南側) 村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側) 萱田町(成田街道南側) 大和田新田(県道幕張八千代線から東側) 高津(県道幕張八千代線から東側)	5(第1火)	19(第3火)		木	9	村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	7(第1木)	21(第3木)		土	30・23日は収集あり
2		八千代台北	12(第2火)	26(第4火)		木	10	高津(県道幕張八千代線から西側)、高津東大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線より西側)	14(第2木)	28(第4木)		火	
3		八千代台西、八千代台南	5(第1火)	19(第3火)		木	11	高津団地 大和田新田(1~99番地の成田街道南側)	7(第1木)	21(第3木)		火	
4		八千代台東	12(第2火)	26(第4火)		木	12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2~4丁目、緑が丘西(東葉高速線南側)	14(第2木)	28(第4木)		火	
5		上高野	6(第1水)	20(第3水)		火	13	勝田台	1(第1金)	15(第3金)		水	
6		村上団地	13(第2水)	27(第4水)		土	14	勝田台南、勝田、ゆりのき台3~8丁目、麦丸、萱田町(500番台を除く東葉高速線北側) 萱田(東葉高速線北側)	8(第2金)	22(第4金)		土	
7		村上(新川の東側)、村上南、下市場、勝田台北	6(第1水)	20(第3水)		金	15	萱田町(500番台の東葉高速線北側)、大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側)	1(第1金)	15(第3金)		水	
8		神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀ノ内	13(第2水)	27(第4水)		土	16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町	8(第2金)	22(第4金)		土	